

広島県選挙管理委員会告示第二十号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十六年四月一日以降、政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年四月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
赤木たつおを励ます会	赤木 達男	久保 薫	東広島市西条町御薊宇六九二二番地
明日の佐伯区を担う会	蔵本 健	蔵本 昌子	広島市佐伯区五日市駅前一丁目五の九の九〇二
生田智康後援会	深串 昭二	深串 澄子	世羅郡世羅町大字本郷五四九番地
木村春雄後援会	木村 春雄	木村 美恵子	三次市吉舎町海田原四一七一
くらしもと健後援会	刀禰 明	蔵本 昌子	広島市佐伯区五日市駅前一丁目五の九の九〇二
さいき亭後援会	齋木 亨	三上 瑞枝	三次市作木村伊賀和志八七番地
高田あや後援会	高田 あや	高田 輝雄	広島市中区袋町四丁目三二番地 日商岩井袋町マンション一階
高橋典弘後援会	高橋 典弘	高橋 八千代	東広島市河内町中河内二二〇九番地三
伊達英昭後援会	伊達 英昭	伊達 秀子	三次市甲奴町有田六六一一
田中五郎後援会	田中 五郎	田中 節子	庄原市高野町高暮四四六番地
二階堂博後援会	二階堂 博	木谷 至	大竹市本町二丁目五番五号
日本共産党大竹市後援会	河村 勲	山根 文雄	大竹市玖波三丁目八の九
原田幸治後援会	佐々木 典重	三浦 裕豊	安芸郡海田町幸町三番一六号原田ビル一階
原田学後援会	原田 学	深川 辰雄	府中市上下町深江甲一〇五五番地

日山静樹後援会	前川正昭後援会	松本秀治後援会	水戸眞悟後援会	宮垣秀正後援会	宮地ひろゆき後援会	民法正則後援会
鉄穴口慧	前川正昭	松本秀治	廣田昭壮	宮垣秀正	川野友弘	荒谷精二
対馬栄三	前川美穂子	松本千代美	北川輝夫	保元邦男	川野佐代美	民法小雪
山県郡北広島町川東一〇三九番地	安芸高田市向原町戸島一八四	世羅郡世羅町西上原二七七番地	安芸高田市美土里町北八八五番地二	三原市沼田西町松江一九一―一	尾道市因島土生町一七二番地	安芸郡熊野町中溝四丁目七―三